

宗農委公第 5 号

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成22年 8月 3日開催、即日閉会の農業委員会の会議議事録を次により縦覧に供する。

平成22年 8月16日

七宗町農業委員会  
会長 井戸敬二

1 縦覧の場所

七宗町役場	七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場神淵支所	七宗町神淵4525番地4
七宗町ホームページ	「メイドイン七宗」

2 縦覧期間

自	平成22年 8月16日
至	平成22年 8月29日

平成 22 年度

第 3 回 七宗町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成22年 8月 3日 (火) 午後 2時～ 2時40分

2. 開催場所 七宗町役場 2階 南会議室

3. 出席委員 (13人)

会 長	11番	井 戸	敬 二						
職務代理者	12番	後 藤	雅 和						
委 員	2番	上 野	一 郎			3番	長谷川	光 一	
	4番	加 納	績			5番	中 島	孝 司	
	6番	渡 辺	良 明			7番	松 山	兼 幸	
	8番	福 井	宏 至			9番	塚 本	壽美夫	
	10番	中 島	繁 雄			13番	犬 飼	貞 夫	
	14番	山 岡	洋 子						

4. 欠席委員 (1人)

15番 井 戸 光 春

5. 協議事項

議第1号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について (承認)

議第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議第3号 農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見について (承認)  
～農業振興地域の整備に関する法律により～

議第4号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項による農地利用集積円滑化事業規程の承認に係る決定について

6. 農業委員会事務局 (出席)

事務局長 加 納 忠 良 (農林建設 課長)

書記 亀 山 一 美 (農林建設課 農務係主査)

可 児 義 昌 (農林建設課 課長補佐兼農務係長)

めぐみの農業協同組合 上麻生支店 加 藤 昌 広 (支店長)

岐阜県 可茂農林事務所 農業普及課 神 野 浩 司 (七宗町担当普及員)

7. 農業委員会事務局 (欠席 1名)

めぐみの農業協同組合 神淵支店 亀 山 克 己 (支店長)

平成 22 年度

第 3 回 農業委員会総会

事務局長

皆さん、こんにちは。  
本日は、ご案内しましたとおり総会の後に農業委員研修会を予定しております関係上、いつもと違いお昼からとなりましたので、宜しくお願い致します。  
それでは、これより平成22年度第3回農業委員会総会を始めさせて戴きますので、開会にあたりまして、会長より一言ご挨拶を戴きます。  
会長宜しくお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。  
普段でしたら、夏の昼間の暑さを凌ぐために、この時間帯は、農作業なども休憩されてみえる頃だと思っておりますが、ご案内のとおり本日は、定例の農業委員会総会と併せまして、岐阜県農業会議から講師をお招きしての農業委員研修会を開催致します。  
何卒、宜しくお願いをします。  
尚、研修会につきましては、昨年の12月に施行と一部運用、本年6月から本格運用をしております改正農地法を中心としております。  
又、農業者年金、そして農業委員としては、ある意味義務としてご購読を戴いています全国農業新聞などの周知なども計画しております。  
委員各位には、同じ様な研修会ばかりかと思われるかも知れませんが、それだけ重要であり、熟知と履行が必要ですので何卒ご理解をお願いしたいと思います。  
さて、7月下旬に梅雨明けしてから焼けるような日差しにより猛暑、酷暑が続いております。  
しかし、可児市、御嵩町、八百津町では7月15日に局地的なゲリラ豪雨により、土砂災害などが発生し死亡者もでて見えます。  
七宗町においては、災害も無く安どしておりますが、去年は七宗町も各地で災害が発生しております。  
ゲリラ豪雨は、いつ何処で発生するか予測をする事は出来ません。  
いつ、また、そうした災害や被害が発生しするかも知れませんが、まとまった雨は望みつつ、災害などにはくれぐれもご注意を戴きたいと思っております。  
又、例年ですと今月末から9月にかけては、稲刈りが始まる事と思っております。  
毎年、豊作を願い農作業に汗を流してお見えになる事と思っております。  
本年は、政権与党である民主党の肝入り政策である戸別所得補償制度モデル対策が始まり何かと戸惑いの多い年でもあります。  
新制度には、不安と期待があろうかと思っておりますが、七宗町内においても、160名の方が制度へ加入申請をされて見え、何かと諸問題も多い様ですが、上級機関の適切な指導と判断により、農家の期待を裏切る様な事が無い事を期待しております。  
次に、4月20日に宮崎県で確認されて以来、九州にて猛威をふるっております「口蹄疫」についてですが、ご承知の事と思っておりますが、県の指導により七宗町にも対策本部を設置しました。  
6月10日に「口蹄疫対策本部設置要綱」を定め、町の広報誌などでもお知らせをして周知しております。  
幸いにして九州以外での被害も無く、現在は落ち着いた状態の様であります。  
更に7月27日には、宮崎県における非常事態宣言がようやく解除されま

した。

今後は、一日も早く完全終息宣言を期待し、個々の畜産農家におかれましては、今後とも衛生状態等に細心の注意と関係の無い方には、畜舎などへの立ち入りをしない様をお願いをしたいと思います。

又、残念ながら被害を受けられた畜産農家におかれましては、一日も早い復興を祈願し、国県等の関係者の方には、必要な保護や措置等をお願いしたいと思います。

併せまして農業委員各位には、前回6月の総会の際にご理解を戴いた、口蹄疫に対する義援金についてございますが、お預かりしております農業委員報酬の積立金より振込みを致しております。

先日、岐阜市で開催されました農業委員会長・事務局長会議の際には、そのお礼が宮崎県の東国原知事より書面にて届いております。

併せまして、ここに報告をさせて戴きます。

それでは、本日も提出されます案件について慎重なるご審議をお願いし挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

有り難うございました。

それでは、農業委員会憲章を朗読をしたいと思いますので、宜しくお願いします。

資料1頁をご覧ください。

#### 七宗町農業委員会憲章

1. 農業委員会は、  
農業・農業者の代表として、  
誇りと責任のある行動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農用地の確保と有効利用を進め、  
法令に基づく適正な農地行政に努めます。
1. 農業委員会は、  
農地銀行活動を確立し、  
農用地の流動化と集団化の促進に努めます。
1. 農業委員会は、  
産業としての農業を確立するため、  
担い手の育成と後継者の確保に努めます。
1. 農業委員会は、  
活力ある農業・農村を築くため、  
構造政策と地域活性化の推進に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業経営と暮らしの発展のため、  
情報の収集・提供活動に努めます。
1. 農業委員会は、  
農業者の期待と信頼に応え  
新時代をひらく農政の確立に努めます

事務局長

有り難うございました。  
次に、農業委員会等に関する法律第21条3項の規程による資格審査報告を致します。  
本日の農業委員会の総会は、在任委員14名中ですが、15番委員の井戸光春さんが欠席でございます。  
従いまして、過半数の出席を超えておりますので本総会が成立することを報告致します。  
又、事務局側になりますが、めぐみの農協の神淵支店長の亀山さんも他の会議がありまして、本日欠席でございます。  
それでは、会長さん宜しくお願いします。

会長

はい、それでは農業委員会等に関する法律第27条の規程による議事録作成の為、本日の議事録署名者につきまして指名をさせていただきます。

議事録署名者を [redacted] さん  
[redacted] さん

以上2名の方、宜しくお願い致します。  
尚、本日の議事録の作成にあたる会議書記には、事務局職員を指名します。

会長

それでは、協議事項に入ります。  
議第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議第とし、事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、議第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について朗読と説明をさせていただきます。  
本日の申請は、3件であります。

番号1

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

番号2

[redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[Redacted]

番号3

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

本件、番号1から3については、個々に農地法諸法令により審査と現地確認を致しております。

農地区分として第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断します。

又、農地性が低く他の農地への影響も少ないと思われます。

それでは、正面のスクリーンをご欄ください。

順に説明をさせて戴きます。

写真の撮影方向は、地図の矢印の方角からとなります。

[Redacted]

[Redacted text block]

会 長 はい、それでは只今、事務局より説明がありました議第1号1番につきまして、地元委員さんよりの補足説明とご意見をいただきたいと存じます。  
地元委員の [Redacted] さんお願い致します。

地元委員 [Redacted] です。  
[Redacted]

会 長 はい、有り難うございました。  
これより質疑に入ります。  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

[Redacted text block]

会 長 [Redacted]

委 員 [Redacted]

会 長 ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

会 長 宜しいでしょうか。  
それでは、採決致します。  
議第1号1番につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

会 長 はい、有り難うございました  
委員全員の方の賛成を戴きましたので、議第1号1番につきましては、原案のとおり承認する事と致します。  
次に、議第1号2番につきまして、地元委員さんよりの補足説明とご意見をいただきたいと存じます。  
地元委員の [Redacted] さんお願い致します。

会 長

です。  
[Redacted]

会 長

はい、有り難うございました。  
これより質疑に入ります。  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

委 員

[Redacted]

委 員

[Redacted]

委 員

[Redacted]

会 長

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

会 長

宜しいでしょうか。  
それでは、採決致します。  
議第1号2番につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手を  
お願い致します。

(全員挙手)

会 長

有り難うございました  
委員全員の方の賛成を戴きました。  
よって、議第1号2番につきましては、原案のとおり承認する事と致しま  
す。  
次に、議第1号3番につきまして、地元委員さんよりの補足説明とご意見  
をいただきたいと存じます。  
地元委員の [Redacted] さんお願い致します。

地元委員

[Redacted]

会 長

有り難うございました。  
これより質疑に入ります。  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

(質問、意見なし)

会 長

宜しいでしょうか。  
それでは、採決致します。  
議第1号3番につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手を  
お願い致します。

(全員挙手)

会 長

有り難うございました  
委員全員の方の賛成を戴きました。  
よって、議第1号3番につきましては、原案のとおり承認する事と致します。  
尚、承認戴きました議第1号1番から3番につきましては、意見を付して  
県に進達をします。  
続きまして、議第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の承認についてを議第とし、事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、議第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の  
承認について説明をさせて戴きます。  
今回の申請は、1件です。

番号1

[Redacted]

[Redacted]

本件については、個々に農地法諸法令により審査と現地確認を致しております。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま  
す。  
又、農地の有効利用、適正管理などの面からも適切な措置かと考えます。  
それでは、正面のスクリーンをご欄ください。  
順に説明をさせて戴きます。  
写真の撮影方向は、地図の矢印の方角からとなります。

[Redacted]

会 長

只今、事務局より説明のありました議第2号につきまして、地元委員さん  
よりの補足説明とご意見を戴きたいと存じます。  
地元委員の [Redacted] さんお願い致します。

地元委員

[Redacted]  
私も書類、現地を確認審査をしております。  
[Redacted]

会 長

はい、有り難うございました。  
これより質疑に入ります。  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

(質問、意見なし)

会 長

宜しいでしょうか。  
それでは、採決致します。  
議第2号につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

有り難うございました  
委員全員の方の賛成を戴きました。  
よって、議第2号につきましては、原案のとおり承認する事と致します。  
続きまして、議第3号農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見についてを議第とし、事務局からの説明を求めます。

事 務 局

それでは、議第3号 農業振興地域農用地区域除外申請に対する意見について説明をさせて戴きます。  
今回の申請は、1件です。

番号1

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

それでは、正面のスクリーンをご欄ください。  
写真の撮影方向は、地図の矢印の方角からとなります。  
本件については、農地法諸法令により審査と現地確認を致しております。

[Redacted]

会 長

只今、事務局より説明がありました議第3号につきまして、地元委員さんよりの補足説明とご意見を戴きたいと存じます。  
地元委員の [Redacted] さんお願い致します。

地元委員

[Redacted]

[Redacted]

会 長

[Redacted]  
意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

委 員

この施設は正式な物ですよね。

事 務 局

[Redacted]

委 員

はい、分かりました。

委 員

[Redacted]

委 員

そうです。  
但し、優良農地として考えた場合には惜しいような気がしますね。

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

会 長

その他、ご意見等ございますか。

委 員

[Redacted]

会 長

委員さんの個々のご意見は、もったもですがそろそろ宜しいでしょうか。

(質問、意見なし)

会 長

それでは、採決致します。  
議第3号につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

有り難うございました  
委員全員の方の賛成を戴きました。  
よって、議第3号につきましては、原案のとおり承認する事と致します。  
尚、議第3号につきましては、今後諸法令に従い所定の手続きに入りますので、宜しくお願いします。  
次に、議第4号農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項による農地利用集積円滑化事業規程の承認に係る決定についてを議第とし、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第4号農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項による農地利用集積円滑化事業規程の承認に係る決定について説明を致します。

農地利用集積円滑化事業規程は、今回の申請団体となります、めぐみの農業協同組合が、作成し6月18日に農協における総代会において可決承認をされております。

この事業規程を七宗町が承認しようとする時には、あらかじめ農業委員会の決定が必要となります。

この規程を承認する事により「めぐみの農業協同組合」が、「農地利用集積円滑化団体」として、農地所有者から委任を受けて、農地の売渡し、貸付等又、農地の買入れ、借入れ等を行う事が出来るようになる物です、

委員の皆様には、承認と併せましてご意見等ございましたら、頂戴をしたいと思いますので、宜しくお願いします。

それでは、議第4号につきまして、意見や質問のある委員さんは、挙手にてお願いを致します。

会長

(質問、意見なし)

宜しいでしょうか。

それでは、採決致します。

会長

議第4号につきまして、原案のとおり承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

有り難うございました。

委員全員の方の賛成を戴きました。

会長

よって、議第4号につきましては、原案のとおり承認する事と致します。

それでは、以上をもちまして、本日の提出された案件は全て承認を戴きました。

慎重なるご審議を賜り有り難うございました。

これにて、平成22年度第3回農業委員会総会を閉会致します。

これよりは、事務局より事務連絡等がございます。

又、冒頭申し上げましたとおり研修会を開催しますので、引き続き宜しくお願い致します。

会議の経過を記載し、相違無いことを証する為ここに署名する。

議事録署名者

農業委員署名

印

議事録署名者

農業委員署名

印